

議案第 67 号

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 30 年 9 月条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に、「第 10 条第 8 項第 5 号」を「第 10 条第 7 項第 6 号」に、「第 42 条の 4 第 8 項第 6 号」を「第 42 条の 4 第 8 項第 7 号」に、「第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」を「第 68 条の 9 第 8 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

地域再生法の規定に基づく認定を受けた事業者に対する固定資産税の課税の特例の適用期間を延長する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。